事業者の皆様の責務

（法第３条）

事業者の皆様には、次のような３つの責任があります。

◆事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

◆事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、その減量に努めなければなりません。

◆廃棄物の減量その他の適正処理の確保などに関して、国や県及び市の施策に協力しなければなりません。

ごみの処理を処理業者に委託する場合でも、ごみが適正に処理処分されるまでの最終的な責任は排出者である事業者が負わなければなりません。必ず以下のことを守ってください。

処理

- ごみは排出した事業者自らが適正に処理する責任があります。
- 委託基準に違反してごみの処理を他人に委託してはなりません。
- 処理基準に違反してごみの処理をしてはなりません。

分別

- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底してください。
- 資源となるごみを分別して積極的な再資源化を図ってください。
- 店舗併用住宅の場合も家庭ごみと事業ごみの区別をしてください。

保管

- 保管場所は事業所の敷地内に設けるようにしてください。
- ごみの保管に際しては保管基準を厳守してください。
- 家庭ごみの集積所に出すことはできません。